

(1) 公休日ヲ從前通りトナス
 (2) 宿泊料ヲ從前通りトナス
 (3) 徹夜料ヲ從前通りトナス
 (4) 要求書ヲ作成翌二十八日午後三時迄所屬役員數名營業部長ヲ訪問之ヲ提出交渉セルニ全部長ハ會社ノ業態ヨリ目下如何ト云爲シ難ク來年六月頃迄待タレタレト回答シタルニ從業員側ハ其ノ明ニ於テハ宿直料僅ク一千七百圓ナルノ會社ニ於テ他ニ何等ノ都合出來サルヲ詰問シタルニ全部長ハ要求事項一切ヲ承認スル能ハストテ之レヲ拒絶スルニ至レル爲メ一向退去セリ

七、經過

人勞働者側ノ態度

(1) 同盟罷業勞働者側ニアリテハ前記會社ノ態度ニ不滿ヲ抱キ之レノ對策協議ノ結果昨二十八日夕刻ヨリ漸次急業氣分ニ陥リ遂ニ本 午前四時三十分始業時約十分前阿部徳次郎外ニ名監督者渡辺安雄ヲ訪問要求ヲ承認セサレハ休業ス 上通告シ一同罷業ニ入り府下石神井村字上石神井四一五高橋前松方ヶ角議團本部トナシ一同集合
 最高幹部
 運轉手側 大平利吉、小沼米平、小原鉄治、木村祐次郎、阿部徳次郎

車掌側 小林常雄、田代武郎、小川末五郎、栗山爲五郎、小林勲吉

會計 後藤十一、田中武雄

等ノ後割ヲ決定スル等鐵術々廻ラシワ、アリ

(1) 今後ニ對スル態ニム

勞働者側ニアリテハ歲末時ニ於ケル一般住民ノ迷惑ヲ考慮シ至急之ヲ解決シ希望シ調停者を出テタル場合ハ

(1) 欠期昇給

(2) 中川助後排斥ノ件

(3) 乗務員監督排斥ノ件

(4) 前記要求亦一般手當増額ノ件

(5) 爭議ニ關シ犠牲者ヲ出ワレルノ件

(6) 月俸者減俸ノ件

(7) 爭議總費用會社負担ノ件

(8) 賞與標準率表ノ件

(9) 公休一週一日ノ件

(10) 除隊者即時復職ノ件

(11) 初任給決定ノ件